

栄養部ニュース 6月号



発行：杏林大学医学部附属病院栄養部 発行日 2022年6月1日 No.22-06

食品表示について～食物アレルギー～

アレルギーを含む食品に関する表示の基準

食物アレルギーの表示について食品表示法に基づき、「**容器包装されたアレルギーを含む加工食品及び添加物**」が対象となっています。表示対象とされていない物として「**ばら売りや量り売りなどの容器包装に入れずに販売する食品**」や「**外食など飲食店で提供された食品・出前**」、「**酒類**」が該当します。

表示義務があるもの



個包装されたもの

表示義務がないもの



飲食店で提供される料理

出前

ばら売り・量り売り

酒類

表示しているお店などもありますが**義務ではありません**。
お店の人などに確認が必要となります。

表示義務がある食品・表示が推奨される食品

食物アレルギー症状を引き起こすことが分かっている食品のうち、発症数や重篤度から表示する必要性の高い食品を「**特定原材料**」と呼び**7品目**(**えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生**)が該当、表示義務があります。また可能な限り表示を努めることが推奨される食品も現在21品目あります。

食物アレルギー表示の方法～代替表記・拡大表記～

特定原材料などを含む旨の表示を省略することができるため、必ずいつも同じ表記になるとは限りません。表記方法として、代替表記と拡大表記があります。

代替表記

特定原材料等と表示方法や言葉は違うけど、アレルギーを含む食品であることを表記する方法。

例1) 小麦

こむぎ、コムギ

→本来は漢字で「小麦」で表記されるため、同じ読み方でもひらがな、カタカナは代替表記に該当します。

例2) 乳

ミルク、バター、バターオイル、アイスクリーム、チーズ

→本来「乳」又は「乳成分」を表記されるが、上記の内容でも「乳」が含まれていることを表しています。

拡大表記

特定原材料等又は代替表記を含むことで、アレルギーを含む食品であることを表記する方法。

例1) 小麦

小麦粉、こむぎ胚芽など

→「小麦の代替表記」などを含むことで「小麦」が含まれていると表しています

例2) 乳

アイスマルク、ガーリックバター、プロセスチーズ、牛乳、生乳、濃縮乳、乳糖、加糖れん乳、乳たんぱく、調製粉乳など

→「乳の代替表記」などを含むことで「乳」が含まれていると表しています。

食物アレルギーの表示方法は様々あるので、よく見て除去すべき食品を確認しましょう！